

勝山市広報

(第9号)

昭和30年2月20日発行

福井県勝山市役所広報金西線



天下の奇祭

左義長

2月24日・25日

税金は延滞金のかからぬうちに

納めて築こう勝山市

打続く不況で納税者の皆さん方には誠に御苦勞様とは存じますが、最近特に納期日までに税金を納入される方が少なくなつてきたように見受けられます。そこで市税は今更こと新しく申し上げるまでもなく、私達の町をより住みよく育てる原動力となるのでありますから、あらゆる困難を排除して納税願わねばならないのであります。ともすればその苦しさににぶりがちな納税意欲の減退を誠に残念に思ふのであります。

当局としても税金の納入方には万全の努力を尽しているのであります。納税者の皆さん方の御協力なくしては絶対に完納は望めないであります。来る四月一日から法の定むるところに依り納期日までに納入願えない時は督促状を発行し

督促手数料十円

延滞金 税額百円につき日歩四銭が加算され、また督促状の指定納期が過ぎますと

延滞加算金 税額百円につき日歩四銭 (計一日八銭)

が徴収されます。またなお納入のない場合は滞納処分(法第三三十一条を適用)を受けることとなります。

納期日までに納入された方について報償金などの定めもあります。納税者の皆さん！未納税・滞納税を一つ掃するため徹重に実施いたしますからあらかじめ御諒承下さいまして早急に完納されますようお願い申し上げます。

税金は是非納期までに

滞納は町を暗くする！

お米の代表者供出制度

実施について

昭和二十九年産米の超過供出を強力且円滑に促進するために、代表者供出制度が実施されることになりました。市町村においてはその単位において義務割当数量が完遂された場合、その完遂農家及び供出割当のない農家が代表者の名義によつて政府に売渡すことを代表者供出とい

います。

代表者としての資格 集荷指定業者又は当該市町村に住所を有し、過去において経済統制法違反の罪に問われたことのないもので、関係生産者の協議によつて定められたものであれば代表者となることができます。

勝山市においては合併した関係上、旧町村に居住している生産者は従来の旧町村地域に限定されます。検査場所、売渡場所においても同様です。

代表者は代表者となる関係市町村長及び担当農産物検査官にその旨を届出るとともに検査官より供出完遂農家及び割当のない農家の一覧表の交付をうけることになつていきます。

市町村長が代表者の届出を受理したときは当該市町村内の生産者に周知徹底せしめる措置を講ずる必要があります。

代表者が代表者供出による売渡しの委任をうける場合は必ず一覧表と照合して確認の上取扱うものときめられていきます。

代表者供出制度による超過供出の実績を明らかにしないのが建前になつております。代表者供出の個人別部落別及び市町村別の買入数量は公表しないことになつておりますが、地方事務所、市町村当局より実績資料提示の要請があつた場合には市町村別に限りその数字を提示することはやむを得ないことになつていきます。

その他取扱についての詳しい事は農協又は農産物検査官において行われますので省略しておきましたから、代表者供出制度の実施について農家の皆さんの御理解ある御協力を特に御願ひ致します。

「市民の聲」

常設紙上懇談会

新しいところみとして市民の声を募集します。どうぞ市の建設のためみなさんの真の声をお寄せ下さい。

- ◆建設的な意見及び不審な点、聞きたいことなど御遠慮なく御質問下さい
- ◆用紙は葉書または封書
- ◆住所、氏名は明確に御記入下さい
- ◆発表又はお答えは本紙に掲載して行います

流行性感冒とその予防

今年もまたインフルエンザ(流行性感冒)が流行しています。皆さんは既に新聞やラジオなどで御承知のとおり特に関東地方(東京・千葉)の学童間に非常に猛威をふるい、北陸、関西地方などにも蔓延のおそれがあります。勝山市内にもこれに類似した感冒が流行しつつあるというので、この病気の特色は何か、はたして予防できるか、力せをめぐらさねばならぬ。以下に御知らせしませう。

いま流行の力せの症状は大体次のような症状を呈します。この力せにかかるとせきや鼻汁やクシャミなどについて悪感(さむさ)を伴って発熱し二十四時間以内は大部分は三十九度から四十度に体温は上昇し頭痛がはげしく大人は手足や腰に痛みを訴えます。特に鼻出血もあり小児においては嘔吐、起す者が多く、また嘔気、嘔吐、下痢などの症状を伴う者が大変多く見受けられます。

また感染力が強くと、家族同居者についてみると一日、二日位で感染発病しており、熱も大体二日(三日位でさがる)ますが完全に治癒(なおる)するまでには一週間から十日ほどかかります。この力せは感染力が非常に強いのですが、これによる死亡はほとんどありません。

それではこの力せを予防(ふせぐ)するにはどうしたらよいでしょうか、まづその方法としては

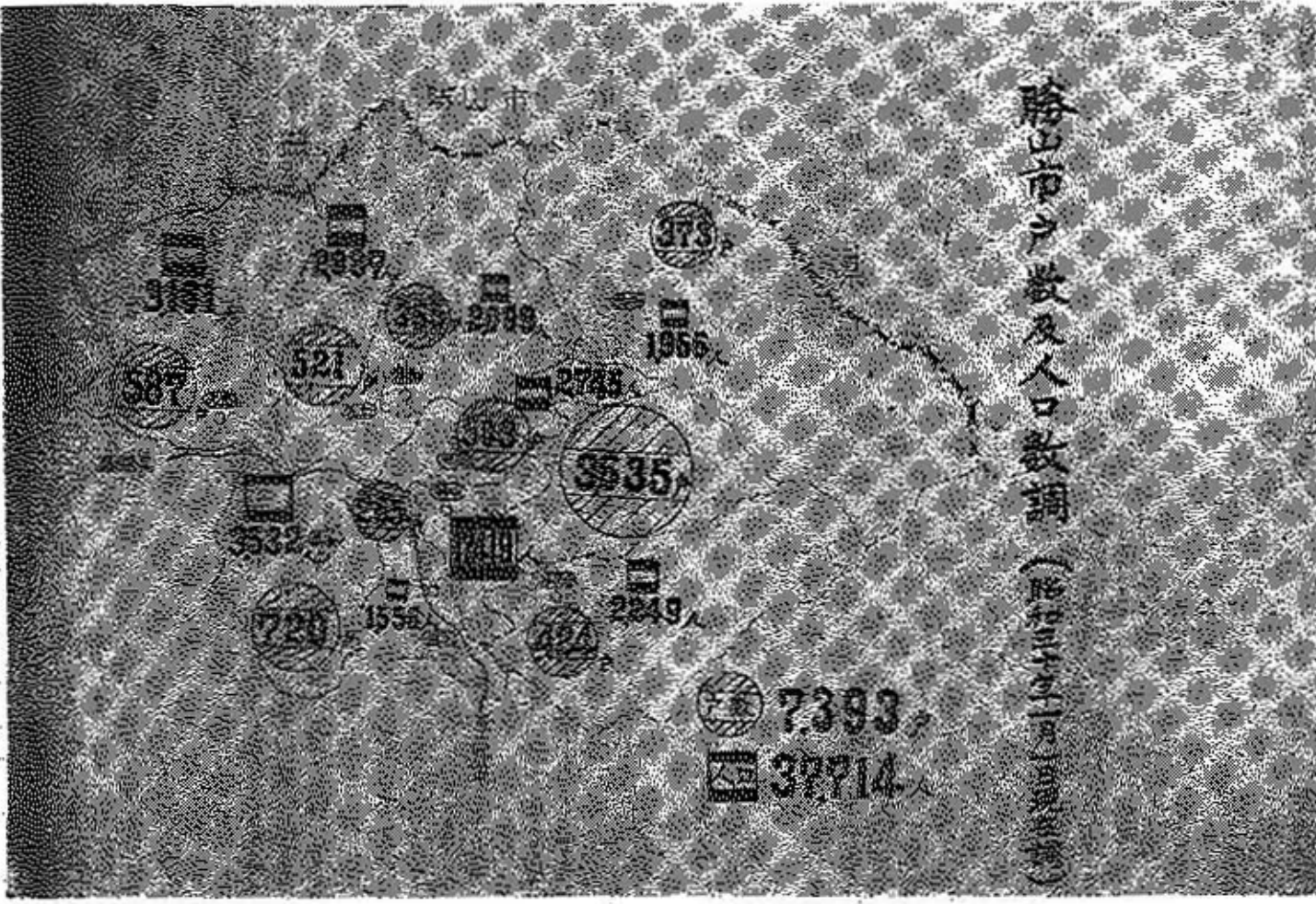
- イ、飛沫伝染の防止
 - 1 セキやくしやみをする場合はハンカチ、手拭、紙などで口や鼻などを覆い
 - 2 対談の際はなるべく間隔を保つことが必要です
- ロ、マスクの使用
 - 1 患者に接するとき
 - 2 群衆(汽車、電車、バス、劇場、映画館など)の中へ入るとき

また一般家庭における患者の処置としては

- 1 患者になるべく別室に隔離
- 2 別室のないときは屏風やツイクナなどで健康者とへだてる必要がある
- 3 患者との交通は極力差控えるようにする

- 4 クンヤツバは、タン齋、布片紙片または下水便池にはくようにする
 - 5 タン、ツバ、鼻汁などで汚れた紙片、布片は消毒或は焼却しまたは便池に捨てるようにする
- 以上のとおりですが更に個人衛生としては次のことを守つて下さい
- 1 皮膚をきたえる、胃腸を健全にし適度の運動をなし抵抗力をつける
 - 2 老人、乳幼児、虚弱者は特に寒気におかされないよう注意

- イ なるべく早朝深夜の外出をさける
- ロ 寒気の甚しい時は戸外の激運動などを差控える。湯冷寝冷などをしないようにする
- ハ 睡眠を充分にとり、過労をさけ休養を充分にとる
- ニ 室内の換気採光を固り寝具衣類はつとめて日光にさらす
- ホ ウがいをよくする
- ヘ 外出の後、食事の前及び就寝前に洗い、口の中、咽頭部を清潔に保つことが大切である(この場合食塩水、重曹水、ぬるま湯を使用する)
- ヘ 頭痛発熱など身体に異常があるときは速かに医師の診断を受ける



種痘の豫防接種實施

——必ず受けましよう——

最近鳥取県で痘毒によりよく似た患者が發生し、いままた鹿角島県に於ても疑似痘毒患者が二名發生、各分にその痘症が懸念されますので、市では(予防接種法第十條及び施行規則第七條に依る)昭和三十年年度定期種痘を次のように実施いたしますから、該当者の方は最寄の接種会場に於て必ず接種されるようおすめします。

なお第二期該当者の方に対してはツベルクリン反応検査並びに検診時に於てBCG接種もあわせて

実施いたします。
 ◎種痘予防接種實施要領
 第一期該当者
 昭和二十九年一月一日より昭和二十九年十二月三十一日まで生れた者及び昨年の接種済れの者並びに猶予中の者
 第二期該当者
 昭和三十年度小学校入学生徒
 第三期該当者
 昭和三十年度中学校入学生徒
 ※実施区域、日時及び場所

実施区域	接種月日	第二期該当者検査及BCG接種	第一期該当者検査日時	接種及検診場所
勝山第一地区	二月一日	三月三日	三月八日	勝山保健所
勝山第二地区	三月二日	三月四日	三月九日	〃
北郷町	三月九日	三月十一日	三月十五日	北郷支所
廻羽町	〃	〃	〃	三宮小学校
村岡町	三月十四日	三月十六日	三月二十二日	村岡支所
鹿谷町	〃	〃	〃	鹿谷小学校
荒十町	三月二十二日	三月二十四日	三月二十八日	荒土小学校
不泉町	三月二十三日	三月二十五日	三月二十九日	不泉小学校
野向町	三月三十日	四月一日	四月五日	野向小学校
北谷町	四月四日	四月六日	四月十一日	北谷支所

4321 時間(午後一時より午後三時三十分まで) (但し、野向町は別に定む)
 第三期該当者は学校ごとに行き、金額(一人に行き金十円) 当日必ず御持参下さい。
 勝山第一地区(下元一區、上元、立石、立川、真、上後、上芳野、猪野口、猪野、毛塚、猪野野、高島、西高島、片瀬)

勝山第二地区(中後、下後、上袋田、下袋田、上十長瀬、富田、沢、芳野)

馬が斃死する 恐しい病氣

— 傳染性貧血 —

この病氣は濾過性病毒によつて起る馬特有の慢性傳染病で、これに罹ると著しく赤血球が減少して元氣や被毛の光沢がなくなり歩様も確實に歩行できない状態となり更に末期には腹下、陰脣、四肢にむくみがきて起立不能となりへい死する恐しい病氣です。

現在のところ治療法がなく、ただ病馬の急死を防止するのみで思ふは家畜伝染病予防法により殺処分されます。

昨年十二月この病氣摘発検査を実施しました処、検査頭数三〇四頭中、真性と診断されたものが八頭あり一月二十日に殺処分しました。当所ではこの病氣をなくするたために色々の手を尽しておりますが飼育者の協力がなければ防止するどころかだんく蔓延してきます。若し自分の馬がこのような症状を呈したならば市役所又は当所に御連絡願つて安心して飼養されますよう希望します。

町名	検査頭数	患畜頭数	摘発率
北谷町	二	〇	〇%
野向町	五	〇	〇%
荒土町	六	〇	〇%
不泉町	七	〇	〇%
野向町	八	〇	〇%
北谷町	九	〇	〇%
野向町	四	二	五〇%
北谷町	四	三	七五%
野向町	六	一	一六%

受験者の皆さんへ

さきに勝山市役所職員採用試験第1次試験を行いました。2月19日の第2次試験の案内のないお方はその線から洩れたこととなりますので御諒察下さい。

将棋・圍碁の 王座決定戦

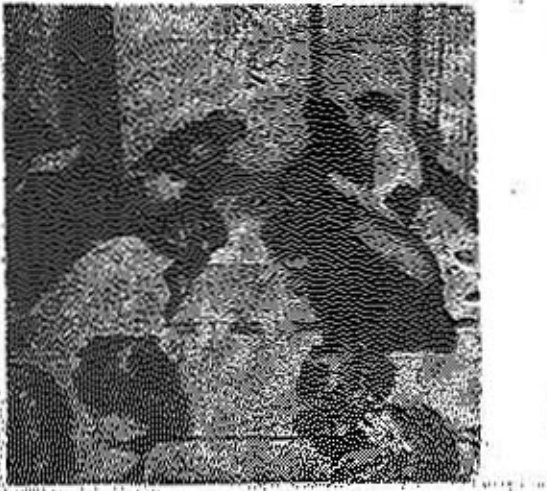
野向公民館主催による恒例の将棋、圍碁、カルタ大会は旧正の二日全館で新鋭強豪相集い熱戦を展開、それに入賞者の方には賞品を贈りました。

◆将棋の部

- 一位 北野津又 小泉 武治
- 二位 竹 林 吉元 務
- 三位 櫻 丸 福田 正明

◆圍碁の部

- 一位 薬師神谷 米藏 樺三郎
- 二位 山内 保
- 三位 山内 津平



保育所の任務と

入所案内

保育所の任務についていまだ一般的によく御存知ない方が相当あるように思われますので、良く認識して頂き大いに御利用願うために保育所の任務などについてお知らせすることにしましょう。

保育所は幼稚園とは根本的に異り児童福祉法による児童福祉施設として認可されたものであり、従つてその入所児については法律に示されたとおり、保護者の労働または疾病などの理由によつてその保護すべき幼児の保育に欠ける方の幼児を預つて保育する施設であります。

そのため保育時間も保護者の方の希望によつて長時間預り、また入所の時期などは必しも四月とは決つておりません。必要に応じ何時でも入所し退所出来ます、また服装なども平素のままでも結構です。然し施設としても定員もあり四月以外の月は余程事情のある方ではないと入所困難の場合があります。四月はどうしても多数の入学児を送り出す関係で、御希望の方は本月中に最寄りの保育所または市役所内福祉事務所へ御申込み下さい。

次に保育料は実費徴収することになつておりますが保護者の実情により減額または免除されます。保育所への入所児は貧富の別なくすべて保育に欠ける児童が入所するところで、決して幼稚園の代用でもなくまた予備園でもありません。

また保育所は幼稚園と違つて法の示すところにより給食を実施して居りミルクは毎日、完全給食は週四回程度実施してあります。保育材料なども規定のものは支給してあります。

大休以上申し上げた保育所のお知らせについておわかりになられたことと思いますが、せい／＼御利用下さいませようおすすめて致します。

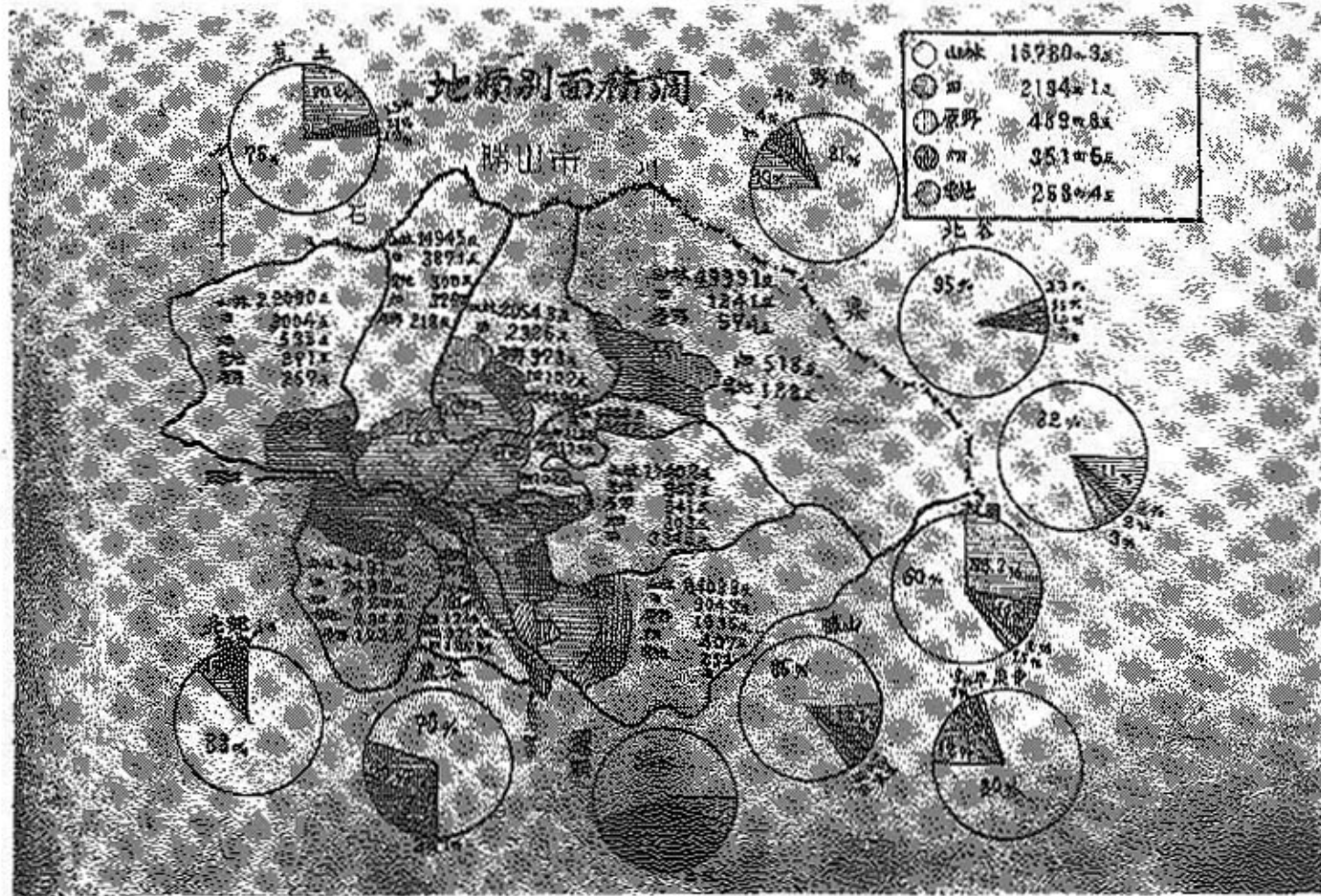
農業経営の合理化

農地など交換分合を実施

農業経営の合理化と生産の増強をはかろうと、市農業委員会では農地改革の最終目的である農地など交換分合を実施することになりました。

本年二月末日を以て計画案が確立する運びとなつております。事業内容は次のとおりです。

実施部落	戸数	農地面積	計画委員長
鹿谷町本郷	23戸	23.3反	尾広 嘉良
〃 杉保	23戸	23.3反	山内 勇吉
〃 西光寺	23戸	23.3反	斎藤 泰作
〃 鹿土町布市	23戸	23.3反	黒田秀太郎
〃 清水島	23戸	23.3反	多田治右衛門
野向町龍谷	23戸	23.3反	滝本 孝之
〃 聖丸	23戸	23.3反	輦田 甚
〃 竹林	23戸	23.3反	内田 義彰
計	230戸	230反	



第二種原動機付自転車の

標識及び速度計などの

備え付けについて

この程運輸省から第二種原動機付自転車の標識及び速度計器などの装備について次のように要領がありましたので該当者の方は充分手落ちのないよう必携して下さい

一、車体標識の実施
 前方標識は泥除けの最尖端から百ミリメートル以内、幅二十ミリメートルの白色帯を付する。

二、速度計を備え付けること
 運転手の見易い箇所に次の規格に適合する速度計を備え付けること。

イ 速度計の指度の誤差は平均な舗装路面で速度三十五キロメートル

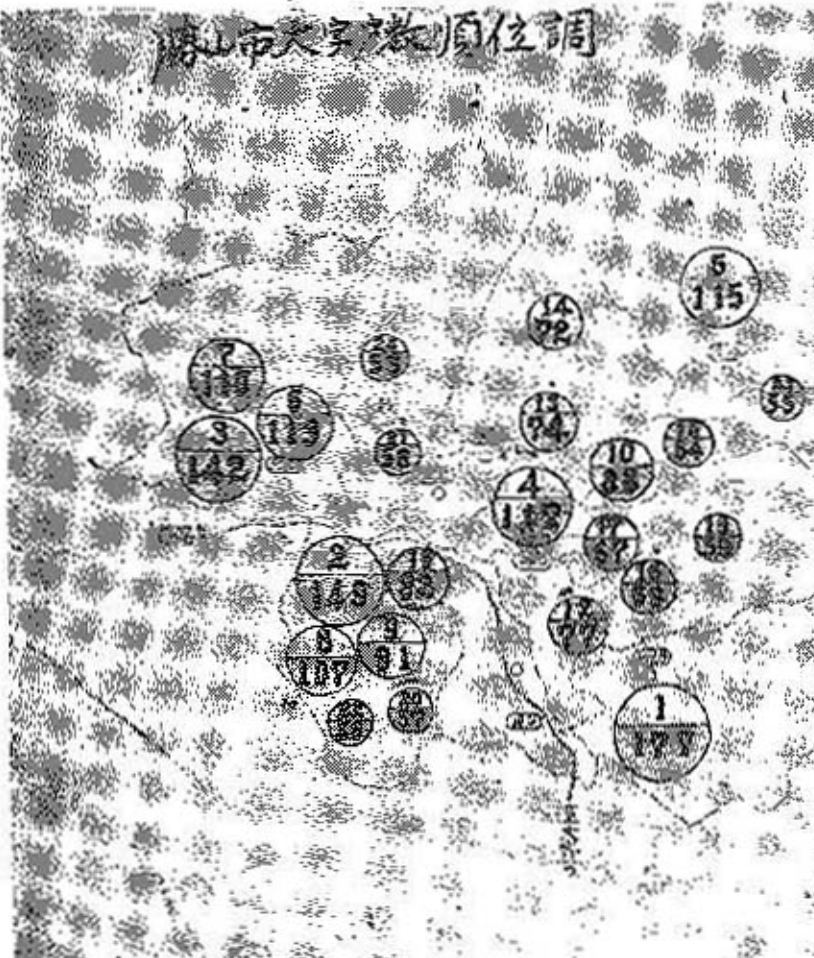
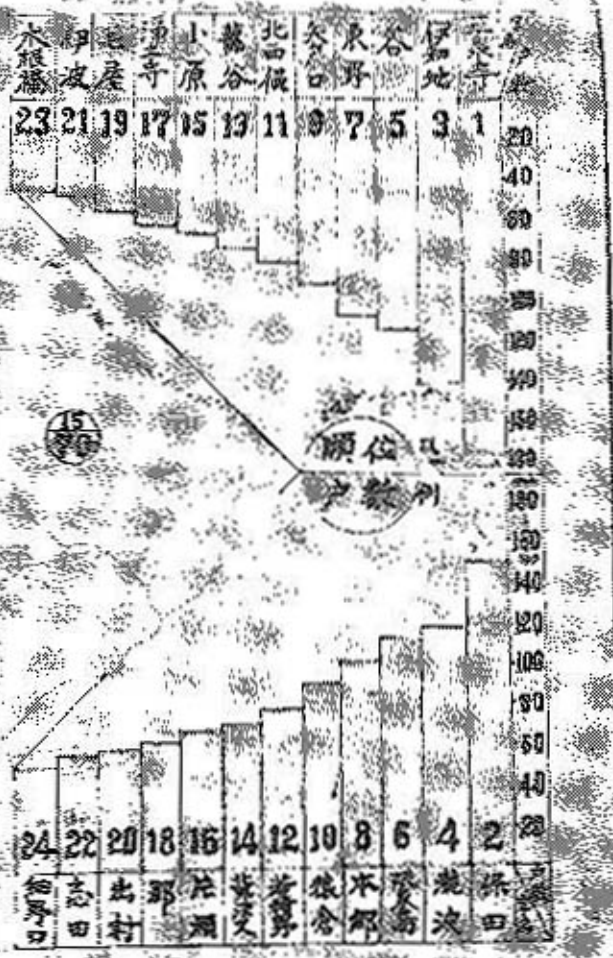
ロ 後方標識は泥除けの見易い箇所に一辺の長さ六〇ミリメートル、太さ十ミリメートルの正三角形を付する。

三、標識の標示終了期限
 四月一日以降の新車は各製作者において標示の上市販売される。

ロ 現に使用されている車輛で各販売業者が取扱った車輛または整備する車輛は三十一日までに標識を完了するよう取計らうこと

四、その他

第二種原動機付自転車とは原動機の給排気量〇・〇五〇リットルを超え、一・二五リットル以下の原動機を装備した二輪車のことであるが、この範囲内のもので現在軽自動車として陸運事務所に届出しているものは本年五月三十一日までに各市町村長へ第二種原動機付自転車として届け替えを完了して頂くよう御知らせします。



和牛のあきばら 解消と季節種付

現在勝山家畜保健衛生所管内には繁殖可能牛が七百頭あり、この内既に種付した牛が二百七十九頭で、残りの四百二十一頭はあきばらで過すわけです。

家畜を高度に利用して初めて有畜農業の成果が得られるのですから春四月から六月にかけて種付を行い、より以上の成果を挙げるようにいたしましょう。

世に恵まれない人にと

大和講支部の奇待

大和講成器支部では寒念仏の托鉢によつて得た摩いお金を世に恵まれない方にと、この程市を通じて金港千円也を御寄贈になられました。

肢体不自由者の更生を目指し

入所者を募集

県立更生指導所

福井県立更生指導所では第十一期生の入所者を募集しています。御希望の方は次の募集要領によつて御申込み下さい。

◆募集要領◆

- 一、入所者の要件
 - 1 身体障害者（手帖を有するもの）中肢体不自由者であつて介護を要しないもの
 - 2 性温順社会的適応性を有し更生意欲の旺盛なるもの
 - 3 満十五才以上の者で義務教育終了程度の学力を有するもの（但しなるべく三十才未満の者）
- 二、入所の時期及び願書の受付
 - 1 入所月日：五月十日
 - 2 願書受付期間：昭和三十年二月十五日より三月三十一日まで
- 三、入所の手続
 - 1 希望者は「補導施設利用願」を、また寄宿舎を利用したい者は「宿所施設利用願」を併せて

- 知事に提出する
- 2 願書は市福祉事務所を経由して提出する
- 四、補導科目及び年限
 - 洋裁科 二〇名 期間一ケ年
 - ラジオ科 二〇名 一ケ年
 - 自転車科 一〇名 六ヶ月
- 五、経費
 - 1 無料（但し補導用テキストなど購入のため約五百円を要す）
 - 2 宿所利用の場合には食費として実費（月約二千円）を徴収する。但し特別貧困者には調査の上減免する
- 六、その他
 - 1 浴室、医務室の設備はある
 - 2 成績良好な者には職場を斡旋する

大体以上のようなですが詳細については

私たちの心構

私たちの郷土をよくするのは、私たち一人ひとりのつとめです。殊にふだんに接することの多い人は一層こまやかな心くばりが必要です。

今年もまた天下の奇祭左義長が近づき沢山のお客さんが見えられることと思いますが、よそから来た人はこれらの人の応待だけで憚りの氣風を察し、土地柄を判断します。折角築いたこの街を本当に理解して頂き美しい人情をそのまま伝えることは勝山人としてのゆく道であり、私たちの大きなつとめです。

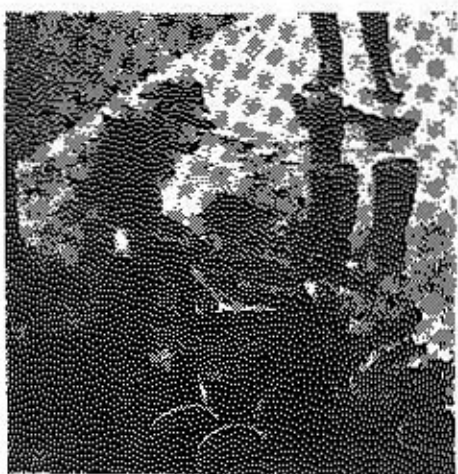
私たちの心構として、何時如何なるときにも親切丁寧に応待し、勝山の信用をおとさぬようお互いが気をつけましょう。

中共貿易再開と

福井縣が受ける影響

私たちの心構

これはある場所のある会合で話したもので、私たちがいろいろの会合でこうした風法をししばしばみられるものです。文明人として、勝山人として、恥ぢないよう心掛けましょう。また街を明るくするため、時間を勵行いたしましょう。



昨年十二月末、対共産國貿易業者の団体を以つて大阪に日本國際貿易促進協議會関西總局を開設しました。この設置の理由は將來進展するであろう中共貿易に対処するためのものであり、對中共貿易が正常な形において運営せられて行くことが日本及び中共の繁榮に大きな役割をなすことが予想せられます。従つて本県特に勝山市の輸出関係者も兩國間の輸出関係の動向に大いに活目し善処する覚悟と準備工作的態度が必要視されるのであります。次にその概況を述べて見ましょう。

◆日本國際貿易促進協議會の開設理由

戦前我國が中華民國と貿易をなし共存共榮の実を挙げたが、戦後未だ國交も回復せず従つて貿易らしき貿易もなく今日に到りこうした現状を打開して貿易状態を戦前に回復するため政府は勿論關係業

- 者の熱意が本協議會を設置せしめたわけで、同協議會がその事業目的としてゐる事項は
 - 一、國際貿易の發展を促進するためこれを阻害してゐる諸問題の解決。
 - 二、中國、ソ連、朝鮮、東歐その他我國と正式の外交關係や通商關係のない諸國ないし諸地域との間に次の事業を行う。
 - (一) 貿易の企画立案、貿易協定の交渉締結及びその実現
 - (二) 取引の仲介斡旋
 - (三) 經濟代表の派遣並に受入
 - (四) 取引上の苦情問題の仲裁
 - (四) 商品見本市開催に関する協力
 - 三、各國における國際貿易促進に關する団体個人等との連絡提携
 - 四、國際貿易に關する調査、宣伝
 - 五、その他國際貿易の促進に役立つ事項
- であります。貿易への標準工作と

この基本方針に基き早くも日中貿易協定の草案作成の会合を開催するとか、はたまた三月頃中共から経済使節団を遣えて貿易協定を締結するための準備や歓迎等々に忙殺されているそうで、この経済使節団は約二十一日滞在し、第一週は関東に第二週は關西に、第三週目はその他の地方に分散、二十八日頃米備して種々關係方面との折衝をするとのことであり、この様な機会を利用して我國特に東京の商社より中共貿易に立遅れのしていた大阪を中心として編成された貿易団体とその代表を中共に派遣して中共の實情を視察し、兩國の親善を固り貿易の促進を期せねばならないとする動きが見られ、中共貿易は關西商社の渴望して止まない一つの急潮であつたからこそ、こうした動きが具体化したことも当然なことであつて、この問題の動向に対しては業界人のみならず国民も等しく注目しているところであり、

中共貿易再開問題の課題を分析すれば、概ね一、渡航緩和。二、禁輸品目の緩和。三、取引条件並びに決済問題。四、通商代表の交換などに大別されると考えられます。

◆渡航緩和

中共貿易に対して色々困難な問題が山積みしてはいますが、中でも渡航の緩和が先決問題であつて吉田内閣当時においては商用渡航を原則的にこれを認めなかつたのがあります、ベニシリンのクレーム問題解決のため六人の業界人及び厚生省技師を中共に派遣する許可があり、これは岡崎前外相当時なか／＼許可のおりなかつたものに対し商用渡航の先例を開いたものとして注目されたのであります。なお日中漁業交渉団の一般旅券も下附され、目下北京に於て折衝中の模様で、このほか中共米輸入商社或は機械、造船業界などにも渡航希望者が続出するものと予想せられてはいます。外務省ではこれまで極く例外の場合だけ認めた人の往来を今後は通商以外の分野、例えば純粋のビジネスや芸能、スポーツなどを目的とするものに限

り原則として認めて行く方針のようであり、兎に角渡航の緩和こそ中共貿易再開への前提であらう。

◆禁輸品目の解除

仮にいま渡航制限が大幅に緩和されたとしても中共に對する輸出品の制限が緩和または解除されれば貿易の發展または拡大は望めません。然し目下の処この禁輸品目の緩和は見込が薄く、實際問題として日本は西歐諸国にならつてコム（對共產輸出統制委員会）の特認（制機物資でも例外的に共產圏向輸出を特別許可すること）をとりつける努力を繰返して行くことになるものと見られます。現在中共向では亜鉛、鉄板のほか重クロム酸ソーダなどの化学薬品に特認をとりつける交渉に重点がおかれてはいるよう、國際緊張の緩和



和と共に平和の気運が著しく醸成されつつある現状に於ては共産圏に對する輸出禁止は最早その必要が認められず純然たる戦略物資以外のものについてはこの際速かに制限緩和を行うべきであります。特にアジアに於ける朝鮮、ヴェトナムの戦禍漸く治つた今日中国のみを殊更差別扱いし、ソ連よりも嚴重なる輸出禁止を課することは差当り無意味なことであり、且つ從來中国とは諸種重要商品の引合があるにも拘わらず、その取引の實現を見るに到らず、こうした結果よりみて我國の輸出増進に於て大きな障害となるのは勿論、国家的損失もまた甚大といわねばならないという世評も厳しく、これが制限緩和または解除が切実に要請されている現状であります。

取引条件並びに決済問題
貿易再開時かなりの障害になつた取引条件も既に改善されたとはいへ、直接決済や清算協定の實施の問題を如何に処理すべきか、今後貿易の進展拡大に伴い解決しなければならぬ大きな課題といえます。

現在中国銀行、或はモスクワ人民銀行のロンドン支店と日本側為替銀行ロンドン支店を通じて一種の直接決済が可能となつていますが、實際問題となると矢張り不便が多いので兩國銀行と日本側銀行との間に直接コルレス（為替取引契約）を結ぶことが要望されています。但しコルレスとなると東京銀行などでも国交が回復しないと渡つてはいるが、これも政府の陰の援助さえあれば可能とされておられるにせよ彼我兩國が終戦宣言、平和条約を締結し正常な國交を回復した場合においてのみ前記直接為替取引等の問題が当然議題に供せられて解決せられるものと信ぜられます。

なお取引条件については取引關係者相互間において兩國間の法律或は条約などに抵触しない範囲内においてとりきめられる問題であり、從來のようにバタ取引は村田使節の帰來談にあるように中共側において余り希望してはいたないのでその点当方としても大いに心して対処すべき問題であらう。勿論我が國と中共とはその持する國の經濟組織が大いに異なる点に基因して、いるなどの点に思いを致せばこうした要望も又當然なことでありませう。

◆通商代表の交換

通商代表官の交換問題に關し外務省では對米關係の悪影響があるかも知れずとして目下のところ全然考へていないとのことであり、若し代表を派遣することにすればその場合鳩山首相のいう商務官の派遣は大公使館に付屬するもので、國交回復が前提となるが通商代表部といつたものなら國交回復前でも差支えなく、この問題については國際的先例もあるし、法的にも認められると当局は認めています。唯この場合通商代表に

どの程度の外交特権(例へば暗号使用等)が認めらるるかが問題、これは相互の協定により決せられるものと解するが妥当であると思ふ。

◆中共貿易の実績

従来より中共貿易に伴う輸入品中主なるものは米、塩、大豆、鉄鉱石、その外に若干の石炭があり、輸出品目としては肥料、薬品、染料などが主であつて雑貨は余り希望せられず、中共側として最も要望している輸出品は建設資材、発電機であるが、これは前記制限物資であるため如何とも致し難い現状であり、こういう状況では貿易の進展、拡大は望めない次第であり、早急に考慮解決せらるべき問題であります。

中共貿易において示したこの一兩年度の主たる輸入物資の実績を例示すれば

年度	二六年度	二七年度	備考
米	21,000 吨	10,000 吨	予定
塩	100,000 吨	50,000 吨	数量
大豆	200,000 吨	200,000 吨	
鉄鉱石	100,000 吨	100,000 吨	

次に貿易高実績を見れば

年度	二六年度	二七年度	備考
輸入高	1,200 萬圓	1,300 萬圓	全輸入額の二五%
輸出高	1,500 萬圓	1,800 萬圓	全輸出額の二五%

年度	二六年度	二七年度	備考
輸出高	1,500 萬圓	1,800 萬圓	全輸出額の二五%
輸入高	1,200 萬圓	1,300 萬圓	全輸入額の二五%

図表のように中共貿易が示す数字は期待はずれする程ではあるが彼の国が持てる人口数及び拡大な地域を直視する時、我國にとつて貿易上決して看過し得ない存在であり、且つ将来期待すべきものが

招来されるであろうと信じます。現在迄の中共貿易を概見すればその品目並びに貿易高実績よりして本県の主たる産物である織物との関連において誠に縁遠いものといわねばならず、従つてこの貿易が早急にまた直接の本県業者に好影響を及ぼすとは考えられませんが然し乍らこれも短的に判断することとは早計であつて、近々中共経済使節団が日本に到来することになつては、この使節団が日本の関係者等と如何なる貿易協定をなすか、その内容の如何によつて本県の特産物資である織物などがその対象となるや否やにかかつている問題といふべきで、いま仮に貿易協定が成立したとしても貿易国相互間において各々その国が固執せんとする国、また既になされた諸国間との条約などの制約を受けざるであらうから、政府がこの貿易に対して示す方針を注視すべき必要があると思ふ。

兎に角百聞は一見にしかずで将来日本より貿易団が中共に派遣せられる場合は福井県よりこの派遣団に参加することが最も必要であり、また望ましい次第であると確信します。

要するに何時如何なる場合に貿易の引合があつたとしても、これに依り得られる準備態勢こそ肝要といわねばなりません。

終戦後農業経営の合理化と技術の改善に資する為、農業振興対策は大きな問題として取り上げられました、その大きな進歩として生れた保溫折衷苗代こそ積雪寒冷地帯の米作農家にとつて最も偉大な増産の福音でした。

水稻保溫折衷苗代で 健苗の育成と増産を はかりましょう

保溫折衷苗代面積が年々増加する事が望ましいので凡ゆる機械を利用しその設置につとめて来たのですが、昨今における異常天候と冷温多雨の為、折角農家の皆さんが今年こそは増産に供米にと計画された事も却つて逆現象をきたし

病虫害の発生と肥料過多に因る収量を低下させ、ここに保溫折衷苗代は周知のとおりで、何と申したくても米の増収は先づ適地適作と健苗の育成であり、只今設置計画の段階に入つております。農家の皆さん！技術の改善と冷害対策の見地から本年もその設置につとめ、皆さんの御協力により少しでも多くの米をとろう。國家の食糧不足に備えましょう。

本年も設置補助金につきましても政府において五十萬圓は確保出来ると信じています。何卒今の中坪に計画され、その準備として炭(メカ灰)の黒いものを当り紙位を二つ取つておいて下さい。確保の都合も申込んでおいて下さい。十日頃迄に申込んでおいて下さい。別設置目標は次のとおりです。

平泉	一〇二
勝山	一〇五
北村	一〇九
野北	一〇三
北郷	一〇八
鹿野	一〇六
合計	六〇八

2月27日 午前7時—午後6時

衆議院議員選挙
最高裁判所裁判官国民審査

投票日

3月10日 午前7時—午後6時

参議院地方選出議員(補欠)

選挙投票日